

熊本地方を中心とする地震により被災された方々に対する 契約者貸付利率の減免等について

このたびの地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

住友生命保険相互会社（社長 橋本 雅博）は、このたびの地震で被災された方々に対して、下記のとおり特別措置を実施いたします。

記

1. 契約者貸付利率の減免について

このたびの地震のため災害救助法が適用となる地域の契約者の方々を対象として、新規に貸し付ける契約者貸付の利率を減免いたします。

貸付上限	解約返戻金の一定割合以内
利率	年0.00% (現行：契約年月に応じて年1.60%～5.75%)
受付期間	平成28年6月30日まで
上記利率適用期間	平成28年10月31日まで

※次の保険種類を除きます。

- ・ 予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）
- ・ 定額払済保険または定額払済年金保険への変更もしくは年金支払開始日の繰下げを行っていない最低保証付変額保険
- ・ 払済保険、延長保険または自動延長保険への変更を行っていない変額保険（終身型）および変額保険（有期型）

2. 入院給付金のお支払いについて

地震によりケガをされたお客さまが、病院の事情により、直ちに入院することができず、臨時施設等で医師の治療を受け、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

また、病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合や、ご入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

以上

今回の震災に対する当社の主なお客さま対応

1. 災害関係特約の保険金等全額支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれに該当せず、災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お客さまからのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月間延長いたします。

3. 保険金・給付金、契約者貸付金等のお支払いについて

お客さまからのお申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

4. 災害専用フリーダイヤルの設置

被災されたお客さまへの対応を迅速・丁寧に行うため、日曜・祝日もお問い合わせが可能な災害専用フリーダイヤルを開設しています。

【生命保険に関するお問合せ災害専用フリーダイヤル】

災害専用フリーダイヤル：0120-889-161（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時

土・日・祝日 午前9時～午後5時

5. 損害保険契約について

損害保険契約につきまして、三井住友海上火災保険株式会社の定める取扱いにて対応いたします。「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」は、一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置があります。

【損害保険に関するお問い合わせ】

三井住友海上 事故受付センター（フリーダイヤル） 24時間365日受付

・自動車保険に関するご連絡 0120-258-365

・住宅・店舗など自動車保険以外に関するご連絡 0120-258-189